滝川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年 5月27日(金) 8時55分から9時48分
- 2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
- 3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 13人

- 4. 欠席委員 1人
- 5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 6 議案1 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついて
 - 9 議案4 現況証明願について
- 6. 農業委員会事務局職員

(会長、挨拶の後)

議 長 それでは只今から第23回農業委員会総会を開催します。

本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立 しています。12番、本元委員より欠席の連絡が来ています。

議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろ しいですか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議長

本日の議事録署名委員に14番、赤川委員、16番、平沢委員を指名 いたします。

議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることでよ ろしいですか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議 長

会期は本日1日限りといたします。

議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を 求めます。

説 明 員

報告第1号、一般事務報告について説明します。

(報告第1号について資料により報告)

議 長

説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員

(なしの声あり)

議長

質疑、意見を終了いたします。

報告第1号については、報告済・承認とします。

議長

議事日程5番、報告第2号、令和3年度の目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価について、事務局に説明を求めます。

説 明 員

報告第2号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、報告します。報告第2号の別紙様式2の1ページをご覧ください。

1番、農業の概要、耕地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計の 耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスに基づく数値です。農地台帳 面積は台帳上の農地の面積です。 2番、農業委員会の現在の体制について、平成29年度より新制度に 基づき農業委員を選出しています。

2ページ、Ⅱ番、担い手への農地の利用集積・集約化、1番現状及び 課題、集積率は87.2%、昨年度より若干ダウンしていますが集積率の減 少というよりも農水省の情報公開システムからサポートシステムに移行 した時点で修正したことによるものと思われます。2番、令和3年度の 目標及び実績について、目標達成はできませんでしたが、平均の数字を 上回っております。3番、目標の達成に向けた活動ですが具体的に農業 委員の具体的な活動日としてあっせんを行った日を記しています。

4番、目標及び活動に対する評価、3年度は新規実績の目標面積は上回れませんでしたが、平均の数字は上回っております。

3ページⅢ番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1番現 状及び課題で3年度の新規参入者は、ありませんでした。

3、目標の達成に向けた活動ということで農業委員研修等への参加、 農業者年金と相互のアプローチによる若手農業者の加入促進を目標としましたが、コロナ感染により研修等については昨年より内容件数とも減少したことはやむを得ないかと思われます。11月には昨年同様に40歳以下の農業者世帯を訪問し、新規加入者増につなげる取組を進めました。

4ページⅣ番、遊休農地に関する措置に関する評価で令和3年度は新たな遊休農地の報告はありませんでした。

5ページV番、違反転用はありませんでしたが、5条転用で転用許可後の進捗状況、完了報告を提出しない業者が何件かあることから引き続き指導が必要と考えられます。

6から7ページVI番については、年度の件数で特に申し上げることは ございません。

農業法人についても年度内に全法人が報告書を提出いたしました。

8ページVII番についても特にありません。VII番事務の実施状況の公表等について、議事録はホームページ公表済です。活動計画の点検・評価

の公表は6月中に公表することを義務付けられているので総会終了後アップしていく予定です。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員

(なしの声あり)

議長

質疑、意見を終了いたします。

報告第2号については、報告済・承認とします。

事日程6番、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転4件です。

1番、2番、3番、は財務局からの占有地払い下げによる売買です。 反当たり8万円で売買しています。江部乙町 番、「田」423 ㎡、江部 乙町 番、「田」、468 ㎡、江部乙町 番他1筆、「田」、1,658 ㎡、 以上です。

4番、江部乙町 番、地目「田」、25,418 ㎡、「畑」、面積 8,350 ㎡、 さんから への贈与です。

所有者の高齢による農地の維持管理が困難、且つ相続人も相続しても 管理できないことから農地の処分を相談していたのですが、今回新規参 入の農業法人が譲り受け、南瓜を栽培することとなりました。新規参入 の について説明します。

代表社員は、 さん 歳です。 市で人材派遣会社を経営しており、 その中で主としているのが 町、 村で南瓜の収穫作業の委託を受け 市に運んでいます。請負面積は約 80ha、農地を貸借して農業を営んで いるわけではありませんが、農業経験は十分にあると判断いたしまし た。今回、十勝地方から旭川へ南瓜を運送するルートの途中で独自に南 瓜を耕作したいということで、農地を探していたところ、 さんが農地 を処分したいと知ったことから農地を確認し、譲渡することとなりまし た。空き家やため池、雑種地一切を譲り受け空き家を事務所として法人 設立しました。今回事前に六役で面談を行っており、営農計画もしっか りしており問題ないと判断しました。

議長│説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、許可申請は許可 相当とすることでよろしいですか。

各 委 員┃ (異議なしの声あり)

議 長 議案第1号については、原案のとおり決定といたします。

議事日程7番、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申 請について事務局に説明を求めます。

説 明 員 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は所有権移転2件です。

> 1番朝日町 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 2,729 ㎡、近隣商業地域、転用目的は店舗建築です。

> 2番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 495 ㎡、第一種住居地域、転用目的は一般住宅建築です。

工期、概要については記載のとおりです。以上1番から2番までは、 周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあ り、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議 をお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長┃ 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。

各 委 員 (なしの声あり)

議

議

長 質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可 相当とすることでよろしいですか。

各 委 員┃ (異議なしの声あり)

長

議案第2号については、原案のとおり決定といたします。

議事日程8番、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めま す。

説 明 員 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

5

承認について説明いたします。 今月は、貸借権設定が8件です。

1番から4番まではJAたきかわ転貸の満了に伴う新規の貸借です。

1番、江部乙町 番、地目「田」、面積 43,281.38 ㎡、 さんから さんへの賃貸で、期間は4年、10a 当りの賃借料は5,600 円です。

2番、江部乙町 番、地目「畑」面積26,717㎡、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年、10a当りの賃借料は5,240円、140,000円です。

3番、北滝の川 番、地目「田」面積10,607㎡、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年、10a当りの賃借料は3,000円です。

4番、北滝の川 番、地目「畑」面積 3,674 ㎡、 さんから さんへ の賃貸借で期間は5年、10a 当りの賃借料は3,000 円です。

5番から7番は さんから さんへの新規の賃貸借です。期間は4年です。これまで所有者の さんが耕作していましたが、老齢による傷病等で耕作できないことから代わって耕作するものです。期間は4年です。

5番、江部乙町 番、地目「畑」面積 4,448 ㎡です。10a 当りの賃借料は 3,000 円です。

6番、江部乙町 番、地目「田」面積 40,865.51 ㎡です。10a 当りの 賃借料は 5,600 円です。

7番、江部乙町 番、地目「田」面積 15,091 ㎡です。10a 当りの賃借料は 11,500 円です。

8番、江部乙町 番、地目「田」111,773㎡、「畑」111,070㎡です。 賃借料は、年額289,900円です。期間は5年。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、北海道農業公社で買い受け、さんに貸付するものです。賃貸料289,900円は、売買金額14,495,000円の2%です。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番を除く7件について、質疑、意見を求めます。

各 委 員

(なしの声あり)

議長

質疑、意見を終了します。議案第3号、申請番号1番を除く7件につ

いて、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議 長

議案第3号、申請番号1番を除く7件については、原案のとおり決定 といたします。

次に賃貸借権設定申請番号1番については私の案件になるので議長を 職務代理に引き継ぎいたします。

内野職務代理

議長を引き継ぎいたします。

貸借権設定申請番号1番について、農業委員会法第31条に基づき 委員の退室をお願いします。

(委員9:21退室)

議長

貸借権設定申請番号1番について、質疑意見を求めます。

各 委 員

(なしの声あり)

議 長

質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号1番については、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議長

議案第3号、貸借権設定申請番号1番については、原案のとおり決定 といたします。 委員の入室をお願いします。

(委員9:22入室)

内野職務代理

会長が戻りましたので、議長を退任します。

議長

議長を引き継ぎます。

議事日程9番、議案第4号、現況証明願について審議を求めます。事 務局に説明を求めます。

説 明 員

議案第4号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。

1番、江部乙町 番、地目「畑」、面積は116 ㎡。現況、農地以外「宅地」として利用されています。所有者は さん、申請人は、 さんです。

2番、西町 番、地目「田」、面積は1,044 ㎡。現況、農地以外「宅地」として利用されています。所有者は さん、申請人は、 さんです。現況については備考欄のとおり、3名の農業委員とそれぞれ現地確

認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 議 長 委 員 各 (なしの声あり) 質疑、意見を終了します。議案第4号について、許可申請は許可相当 議 長 とすることでよろしいですか。 委 員 (異議なしの声あり) 各 長 議案第4号については、原案のとおり決定とします。 議 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願 いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり) 議 長 その他、事務局からお願いいたします。 説 明 (行事予定について資料に基づき報告) 員 議 長 第24回総会は6月28日ということで決定します。 以上をもちまして、第23回滝川市農業委員会総会を閉会いたしま す。皆さんご苦労さまでした。(9:48)